

令和4年4月27日
教育会館2階大会議室

坂出市学校再編整備検討委員会（第7回）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 教育長挨拶

3. 議 事

(1) 学校再編整備計画の中間まとめについて

- ・坂出市学校再編整備計画の中間まとめ
- ・坂出市学校再編整備検討委員会審議経過資料

(2) 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告

(3) その他

4. 閉 会

坂出市学校再編整備計画の中間まとめ

1. 基本方針

小・中学校の適正規模※1を12学級～18学級とする。小規模および過少規模の学校は、通学距離を勘案するとともに、校舎の長寿命化改修の切迫度および、今後の児童生徒数の減少に応じて、段階的に再編整備の対象とする。再編整備の際には、小中一貫・義務教育学校※2での対応も検討する。

※1 学校教育法施行規則第17条・第55条（学級数は、12学级以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。）

※2 現在、小中一貫教育の制度としては、「小中一貫型小学校・中学校」と「義務教育学校」の2つの形態があるが、いずれの形態の学校においても小中一貫教育の導入により、児童生徒の学習、生徒指導面、教職員の協働という点で高い成果を上げていると認められている。施設形態としては、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3つのタイプがある。

2. 再編の基準

<学校規模の観点>

- ① 11学級以下の小・中学校（小規模校・過少規模校）は、再編整備の対象とする。
- ② 通学距離は、小学校にあつては4km以内を目安とし、中学校にあつては6km以内を目安とする。
- ③ 再編整備に当たつて通学距離が一定以上となる場合には、スクールバス等の通学支援または通学助成の施策を講じる。なお、保護者負担が重くならないように十分に配慮する。
- ④ 離島の交通事情など地域の実情を考慮した再編整備とする。

<校舎の長寿命化に係る切迫度の観点>

- ① 築後50年以上の校舎は早い段階において建替えを計画する。
- ② 築後40年以上50年未満の校舎は、上記①に引続いて建替えもしくは長寿命化を検討する。
- ③ 上記以外の校舎は計画的に長寿命化工事を行う。
- ④ 校舎等の「建替え」の対象校は、学校再編整備を行う学校で将来にわたり校地として残る学校とする。